

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan



## 中国商標法8条、13条と音声商標および馳名商標の保護

第25回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から商標の保護対象について定めた8条のうち「音声商標」の保護についてフォーカスするとともに、馳名商標の保護について定めた13条を取り上げる。また、これらに関連する事件を紹介する。



### 1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から無権限の代理人等による冒認出願について定めた15条、商標代理機構の義務について定めた18条、商標代理機構等の義務について定めた19条を解説した。

今回は、音声標識の商標出願、馳名商標の保護について解説し、近時の関連事例を取り上げる。

### 2. 中国商標法8条

「自然人、法人またはその他の組織の商品または役務を他人の商品または役務と区別することができるいかなる標識も、商標として出願することができる。その標識には、文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識、色彩の組み合わせ、音声等、およびこれらの要素の組み合わせが含まれる」

改正前は8条に、「自然人、法人またはその他の組織の商品または役務を他人の商品または役務と区別することができるいかなる視覚標識も、商標として出願することができ、その標識に

は、文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識、色彩の組み合わせ、およびこれらの要素の組み合わせが含まれる」と規定されていた。

改正により、商標出願できる対象として自他商品等識別力のある「音声標識」が含まれることが明確化された。音声商標についての重要な判決が出されているので紹介したい。

### 3. 「音声標識」の商標拒絶審決 取消訴訟事件（(2016)京 73行初3203号）

#### (1) 事件の経緯

原告は、2014年5月4日に国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局）に、係争商標を出願したが、商標局は、2015年8月11日に拒絶査定を行った。原告は、商標評審委員会に対し、拒絶査定不服審判を請求したが、商標評審委員会は、2016年4月18日に拒絶審決とした。

原告は、商標評審委員会の審決を不服として、北京知的財産権法院に審決取消訴訟を提起した。

#### (2) 争点

係争商標（音声標識）は、商標法11条1項3号の規定に該当するか否か、すなわち顕著性を有するのかが争点である。

#### (3) 人民法院の判断

従来の視覚によって認識する商標に対し、音声商標は現行の商標法で定められた新しいタイプの商標である。

音声商標の顕著性を判断する際、伝統的な商標の顕著性を判断する基本原理や基準、規則のほか、使用商品や役務、関連する公衆の習慣や属する業種

#### 当事者および係争商標

人民法院：北京知的財産権法院  
判決日：2018年4月27日

#### 【当事者】

原告：騰訊科技（深圳）有限公司  
被告：商標評審委員会

#### 【係争商標】

登録番号：14502527  
出願日：2014年5月4日  
区分：第38類

の実際の状況も考慮しなければならない。

また、音声商標の音の時間の長さとその構成要素の複雑性などの要素も考慮する。そして、その全体における聴覚上、識別力のある特定のリズム、メロディー、音響効果の有無も考察し、それによって音声商標が他人の商品や役務の出所と区別することができるか否かを総合的に判断する。

本件の係争商標が比較的単純なものを考察するにあたっては、要素が単一であること、音の連続する時間が短いことなどの要因だけではなく、そのリズム、メロディー、音響効果などの要素が、全体的に識別力を有するか否かを考慮すべきである。

係争商標は「ディー」という6個の音からなるもので、それぞれの「ディー」の音の間隔が短く連続する。比較的明るく、連続的で、短く速い印象で、特定のリズムや音響効果になっており、生活のなかでよくあるようなものではない。したがって、係争商標は比較的単純なものとはいえない。

音声商標は、長期間の使用によって初めて顕著性が生じる。係争商標は、中国でインターネット環境が急速に発展していく初期段階から原告の通信ソフトウェアに用いられていた受信音である。当初から公衆に強いインパクトを与えており、分かりやすい印象で、覚えやすい。しかも、原告の長期的か

つ幅広い使用により、係争商標と原告および原告の開発した通信ソフトウェアの間には既に安定的な対応関係が生じており、「情報通信」分野において、役務の出所を識別できる機能を有している。

電話会議の分野においては、係争商標は使用されていないが、原告の通信ソフトウェアが提供するサービスは電話会議と同様な役割を実現することができる。原告の通信ソフトウェアは係争商標と対応関係があるため、係争商標は電話会議の分野においても顕著性があるといえる。

テレビ放送、通信社サービスなどは情報通信と同じく38類に属する。原告が、自分自身の競争力を高めるために、これらの分野に業務を広げるのも無理がない。したがって、係争商標はテレビ放送、通信社サービスにおいても、役務の出所を識別できる機能を持っている。

最後に、係争商標はソフトウェアの受信音として設定されたもので、ソフトウェアを用いることに伴う機能的な音ではない。

#### (4) 一審の判断

北京知的財産権法院は、係争商標の音声は、全体的に、指定される使用サービスにおいて役務の出所を識別する機能を有し、被告が係争商標は、顕著性を欠くと認定したことは、根拠に乏し

いため、審決を取り消すとした。

#### (5) 二審の判断

商標評審委員会は一審の判決を不服として、北京高級人民法院に上訴し、2018年10月25日に判決が言い渡された。北京高級人民法院は基本的に一審の判決を維持したが、係争商標はテレビ放送、通信社、電話会議の3つの役務において、使用されていないから、これらの分野では顕著性を有していないと認定され、上記3つの役務については登録を認めなかった。

#### (6) コメント

北京知的財産権法院の判決は、中国初の音声商標に関する行政訴訟であった。係争商標はQQという通信ソフトウェアのデフォルトの新着メッセージを知らせる受信音であり、既に当該サービスとの間に、安定的な対応関係を形成していた（中国国内においてよく知られている）。係争商標の音声は、通信分野で高い知名度を確立しており、高い自己役務等識別力を有するものである。

なお、二審は、一審の判決に基本的に沿った内容ではあるが、指定役務との関係において、使用事実を個別に判断したことがうかがえる（知名度のある音声商標に対しても、特定の役務についての使用実績の有無は慎重に判断されている）。

## 4. 中国商標法13条

「関連公衆に熟知されている商標であり、所有者がその権利を侵害されたと認める場合、本法の規定に基づいて馳名商標としての保護を求めることができる。

同一または類似の商品について出願する商標は、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳したもので、混同を引き起こしやすい場合、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

非同一または非類似の商品について出願する商標は、中国で登録された他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳したもので、公衆を誤認させ、当該馳名商標権者の利益に損害を与えることになる場合、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する」

本条の2項は、未登録の馳名商標の保護について規定し、3項は、商品が同一ではない場合における登録された馳名商標の保護について規定している。2項に関連する事件で、過去に馳名商標認定を受けていたことが有利にはたらいたケースを紹介する。

## 5. 「BESS LAUDER」商標無効審決取消訴訟事件 《(2018)京行終1909号》

### (1) 事件の経緯

広州創美化粧品有限公司は、2012年4月1日に、商標局に本件係争商標

を出願し、登録を受けた。原告は商標評審委員会に係争商標の無効宣告を申し立てたが、認められず、当該判断を不服として、北京知的財産権法院に審決取消訴訟を提起した。同法院は原告の請求を支持し、商標評審委員会に審決をやり直すように言い渡したが、同委員会はその判決を不服として、北京高級人民法院に上訴した。

### (2) 争点

原告の引用商標「ESTEE LAUDER」は馳名商標か否か。馳名商標に認定された場合、係争商標は13条2項に該当し、登録が拒絶され、使用が禁止されるか。

### (3) 商標評審委員会の判断

商標評審委員会は、係争商標の商品は、「空気芳香剤」であり、引用商標の「香水」とは異なっており、製品の機能、販売ルートのいずれにおいても、原告商品と大幅に違うため、係争商標と引用商標は市場で共存していても、消費者に混同を生じさせないと判断した。また、原告が提出した証拠は、引用商標がある程度の知名度を有することを証明できるが、馳名商標であることを証明できないとした。

### (4) 一審の判断

原告が証拠として提出した商標評審委員会による2017年5月3日付の第

### 当事者および係争商標

人民法院：北京高級人民法院  
判決日：2018年7月26日

### 【当事者】

原告：エステ・ローダー・カンパニーズ・  
インク  
被告：商標評審委員会

### 【係争商標】

登録番号：10719915  
出願日：2012年4月1日  
公告日：2013年6月27日  
登録査定日：2013年9月28日  
区分：第3類

BESS LAUDER

### 【引用商標1】

商標登録番号：163363  
出願日：1980年7月15日  
登録査定日：1982年10月15日  
区分：第3類



### 【引用商標2】

商標登録番号：1026117  
出願日：1995年10月20日  
公告日：1997年3月14日  
登録査定日：1997年6月14日  
区分：第3類



### 【引用商標3】

商標登録番号：733104  
(省略)

13219015号「ESTEELAN」商標無効宣告請求に関する裁定書等には「本委員会は本件において、出願人(引用者注:原告)の商標『ESTEE LAUDER』が化粧品類において、馳名商標であると再度認定する」と記載されている。これを主たる根拠として、北京知的財産権法院は、係争商標は商標法13条2項に該当しないとの商標評審委員会の審決には、誤りがあると判断した。

#### (5) 二審の判断

二審では、馳名商標の認定について、以下の点を述べた。

・最高人民法院「馳名商標保護に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」9条2項によれば、係争商標と馳名商標が相当な関係を有して、馳名商標の顕著性を弱め、馳名商標の市場名声を損ない、あるいは馳名商標の市場名声を不正当に利用する場合に商標法13条2項の「公衆を誤認させ、当該馳名商標権者の利益に損害を与えることになる場合」に当たる。

・原告の提出したホームページなどの証拠は、係争商標が登録される前に、引用商標1と2が原告により中国国内において幅広く宣伝、使用され、関連公衆の間で、かなりの知名度を獲得していたことを証明できる。

・原告は引用商標1と2が馳名商標として保護された記録を提出し、他の証

拠からも、原告製品は中国市場においてある程度の市場シェアと相当な知名度を有することを証明できる。

・本件係争商標のほかに、広州創美化粧品有限公司は引用商標と類似する商標を複数登録して、いくつかのホームページで、消費者が誤解しやすい記述を使って自社をアピールしている。同社が、本件係争商標を登録する際、他人の馳名商標を複製、模倣し、関連公衆を混同させる意図があったとかがえる。

このような状況下において、係争商標の登録を認めれば、関連消費者に両者が何らかの関連性を有しているとの誤認が容易に生じ、原告の努力と投資で獲得した利益・結果を害することになるため、係争商標は取り消されるべきである。

#### (6) コメント

関連する公衆に熟知されている商標の案件を審理する場合、当事者は当該

商標が馳名商標であるとの認定を得ることができる。馳名商標に一度認定されて保護されると、将来同じような紛争が起きた場合、当事者は比較的有利な立場に立てることが本事件からも分かる。

なお、馳名商標のように、商標の高い知名度を認定することのほか、13条の適用場面においては、知名度のある商標を故意に利用したかどうかの主観的な面も考慮されることが、ポイントになる。

また、原告による努力や投資などについても判決中で言及している点は、注目である。

## 6. おわりに

本稿では、中国商標法8条、13条の規定について解説するとともに関連する事件を紹介した。

次回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士  
早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。  
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。  
世界知的所有権機関(WIPO)(スイス、ジュネーブ)で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。  
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋1-3-2 モリイチビル4F info@suneast-ip.com

**権 鮮枝** 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士  
1996~2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」(発明協会)共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会)翻訳。  
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室 quanxz@longanlaw.com